

極 秘 6

大 蔵 省

漁船拿捕に伴う請求権
の処理方針について(案)

39.3
理 外

1 対韓請求権

○ 拿捕漁船総数は、318隻(39.3.10現在)であ

るが、これらについてのわが方の対韓請求権は、

次のとおりと解される。

(1) 20隻(昭22 — 昭和23.8.14 拿捕)
(韓国独立前日)

在韓米軍政府によって拿捕されたと推定

されるから、20隻については、わが方は、対

韓請求権を有しない。(平和条約4条(b)項

該当。)

大 蔵 省

(2)

(2) 77 隻 (昭和23.8.15 — 昭27.4.27 拿捕)
(韓国独立) (平和条約発効前日)

この77隻は、韓国政府によって拿捕され

たものと推定され、かかる拿捕は、わが国

に対する不法行為と認められるから、わが

方は、かかる韓国政府の不法行為に対し

請求権を有している。しかして、この請求権

は、平和条約4条(2)項による特別取組

の1条処理されるべきものである。

(注) 李ラインは、昭和27年1月に設定されたが、

李ライン侵犯による拿捕は、77隻中3隻である。

(3) 221 隻 (昭和27.4.28 以降 拿捕)
(平和条約発効)

この221隻は、李ライン侵犯を理由として

(1号・23行)

韓国政府により拿捕されたものであつて、

わが方は、上記77隻の場合と同じ理由

により 対韓請求権を有している。しか

から、この請求権は、上記77隻の場合と異な

り、平和条約発効後に発生したものである

から、同条約4条(2)項に該当するものでは

ない。

2 請求権問題解決に関する日韓双方の考え

請求権交渉の現段階においては、わが方は、

無償及び有償の各種協力を供与し、その随伴的

な結果として平和条約4条の問題はすべて解決

されたことを確認し合うとの考え方をとっている。

のに対し、韓国側は、上記各清協力は対日

請求権のうち一般請求権(船舶及び文化財請求

権を除外したもの)に對應するものとの見解を

有するものの二つとく、請求権解決に関する

両国間の考え方は、必ずしも一致を見てない。

3 漁船拿捕に伴う請求権の処理方針

請求権問題全般について、上記2に記載の

事情が存在しているので、現段階においては、

拿捕漁船請求権については、次のように処理

するのが妥当である。

(1) 221隻(平和条約発効後拿捕分)

この221隻についての請求権は、平和条約発

効力に発生したものであるから、平和条約4条

(2)項の問題とは別個にこれを主張すべき

性質のものであり、かりにも同条約4条(2)項

にかかる韓国側の対日請求権との間で相互

放棄をすべきではない。もしも、日韓会談の

全面妥結までの間にこの請求権の処理につき

結論をえられないのであれば、この問題は、

未解決のまま残すのが妥当である。

(2) 77隻(韓国独立後平和条約発効までの拿捕物)

この77隻についての請求権は、平和条約発効前

に発生した請求権であるから、ゆがずとしては、

同条約4条(2)項の特別取扱交渉の一環

として、この請求権を主張すべきである。

ただ日韓合談全体の成否がこの問題の
解決にかかった場合、上記方針の修正を

要請されるおそれなしとしない。しかしながら、

この請求権の放棄は、次のとおり種々の問
題を含んでいる。

(1) (損失補償の問題) 政府としては、損失

補償の要求に対しては、この請求権の放棄は、

外交保護権の放棄にすぎないから、憲法29条

3項の問題はおこらないと説明することとなる

が、この説明は、特別取極の性格上(平和

条約と異なり、超憲法的性質を有しない。)平和条

約の場合に比し説得力が弱い。またかりに損

失補償を行なうとすれば、在外財産問題に

対する影響が大である。

(ロ) 77隻の漁船は、マ・ラインを越えて操業す

ることを禁じた国内法に違反したものである。し

ながら、この国内法違反は、例えば見舞金

を拒否する理由とはならない。法律上の補償義

務を否認する根拠とはならない。

(ハ) この請求権の放棄及びそれに伴う国内

処理は将来における中国(台湾)特別取極

の前例となる。

したがって韓国に対する請求権の支払要求は

大蔵省

(P)

あくまで主張すべきであるが、おそらく韓国側

は我々の能力がないであろう。オフン債権

と同様無償貸与から差引く方法によらざる

を得ないのである。